

# 医療機関等における税制の あり方に関する提言

—持続可能な社会保障制度の確立と医療機関等の経営安定化のために—

平成 29 年（2017 年）1 月 13 日

公益社団法人 日本医業経営コンサルタント協会

〔医療機関等における税制のあり方に関する提言〕  
－持続可能な社会保障制度の確立と医療機関等の経営安定化のために－

【提言の目的】

公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会では、平成22年から平成24年、平成26年、平成27年と4回にわたり医業経営安定化のために「医療機関等における税制のあり方に関する提言」を行ってきた。

平成29年（2017年）4月に予定されていた消費税率の10%への引き上げが、平成31年（2019年）10月に延期されることになった。このため平成30年度（2018年）に実施される予定の診療報酬・介護報酬の同時改定の財源を確保することは極めて厳しい状況にある。

また平成29年度の予算編成における社会保障費の伸びは6,400億円と見込まれているが、経済財政諮問会議の有識者議員提出資料（10月14日）では、「これまでの実質的な増加（3年間で1.5兆円程度）、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を継続するよう、自然増6400億円を圧縮すべき」としている。

このように財政面から厳しい経営環境下に置かれている医療機関等の経営の安定化を図るためには、税制面から経営を支える施策を講ずることが喫緊の課題と考え、前回までの提言を踏まえて改めて「医療機関等における税制についての提言」を行うものである。

## 【提言の趣旨】

### 1. 控除対象外消費税額等について

消費税率10%への引き上げ時期は平成31年（2019年）10月まで2年半延期されることとなったが、平成28年度税制改正大綱に「医療に係る消費税等の税制のあり方については（中略）平成29年度税制改正に際し、総合的に検討し、結論を得る。」と記述されているため、医療機関等における「控除対象外消費税」問題については平成29年度税制改正により抜本的解決のための結論が得られることが必須であると考えます。

### 2. 認定医療法人制度の恒久化と医療法人の税制等について

持分無し医療法人への移行を促進するために認定医療法人制度を恒久的な制度とするとともに、持分無し医療法人と持分あり医療法人の税制に関する改正、並びに持分のある医療法人に対する適切な承継税制の創設を要望する。

### 3. 社会医療法人等の地域医療を支える法人の税制等について

社会医療法人の医療機関は地域医療の重要な役割を担っており、経営の安定化と持続性が強く望まれる。社会医療法人について安定した運営ができるように、制度面の改正を望むものである。

併せて現在いくつかの地域で検討が進められている地域医療連携推進法人についても、この制度の推進をはかるために税制面における支援策が必要であると考えます。

## 【提言】

### I. 控除対象外消費税額等について

1. 社会保険診療報酬等（公的な医療保障制度に係る療養、医療、施設療養又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等、介護保険法の規定に基づく居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス及び施設介護サービス費の支給に係る施設サービス等）に対する消費税の非課税制度を課税制度に改めること。
2. 医療機関等における「控除対象外消費税」問題解決のための抜本的な施策は、消費税率を10%に引き上げる際に措置すること。なお、その措置は平成29年度税制改正に盛り込むこと。

### II. 認定医療法人制度の恒久化と医療法人の税制等について

1. 認定医療法人制度について、厚生労働大臣が移行計画の認定をする期間を3年間に限定するのではなく、恒久的な措置とすること。また、認定医療法人が「持分のない医療法人」に移行する期限について、3年を超えない範囲とされているところを5年を超えない範囲とすること。
2. 平成26年度税制改正で創設された医業継続に係る相続税及び贈与税の納税猶予・免除制度について、認定医療法人制度の恒久化に合わせて恒久的な措置とすること。
3. 持分のある医療法人についても、平成28年3月31日現在、医療法人総数の78.1%を占めるという実態を受容して、医業継続を図るため、持分のある医療法人に係る新たな相続税及び贈与税の納税猶予・免税制度を早急に創設すべきである。  
そのため、医療法人の公益性及び非営利性に鑑み、取引相場のない株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度と同等以上の措置とすること。
4. 「持分のある医療法人」の出資評価について、類似業種比準価額方式の評価方法を配当の無い普通法人の株式評価と同じ方法（評価算式の分母を3とし、分子の配当要素は0とする評価）に改めること。また、純資産価額方式については、医療法人の社員は各一個の議決権を有する（医療法第48条の4第1項）とされており、特定の出資社員が独占的な支配権を有することはできないため、支配割合50%未満の同族株主同様に純資産価額の80%評価とすること。

### III. 社会医療法人制度等について

1. 社会医療法人は地域医療を担う重要な医療機関を運営していることから、地域人口の減少等によって認定要件が満たせなくなった場合に地域の実情に応じた柔軟な対応を可能とすること。また社会医療法人制度の一層の普及をはかるために救急医療等確保事業に加えて、地域包括ケアシステムの構築に資する公益性の高い事業を追加すること。
2. 社会医療法人の取り消しを受けた場合において、従前の剰余金に対して非課税となるように措置すること。

3. 社会医療法人の「救急医療等確保事業の用に供する固定資産」に対しては、固定資産税が非課税とされているが、その公益性に鑑みて非課税の範囲を「医療の用に供する固定資産」全般に拡大すること。
4. 社会医療法人の非課税要件における「社会保険診療報酬、健診等に係る収入金額が全収入金額の80%超え」となっているがこれを60%超えに緩和すること。
5. 地域医療連携推進法人について、制度の発展をはかるために公益性の高い法人としての税制における配慮が必要であり、十分に検討し措置すること。

(公社)日本医業経営コンサルタント協会 税制専門分科会 委員名簿

(順不同・敬称略)

委員	氏名	当協会所属	事務所名・その他の所属等
委員長	青木 恵一	医業経営コンサルタント二次試験(論文)審査委員	税理士法人青木会計 代表社員 税理士
委員	石井 孝宜	東京都支部	石井公認会計士事務所 所長 税理士・公認会計士
〃	笠田 圭介	調査研究・提言委員会委員、石川県支部	(株)金沢医業経営研究所 常務取締役
〃	梶原 優	副会長、医業経営コンサルタント資格認定審査会委員	一般社団法人日本病院会 副会長 医療法人 弘仁会 理事長
〃	竹田 秀	理事、医業経営コンサルタント資格認定審査会委員	一般財団法人竹田健康財団 理事長
〃	船本 智睦	京都府支部	京都紫明税理士法人 社員税理士 税理士

(問い合わせ先)

公益社団法人 日本医業経営コンサルタント協会  
事務局 事業第一課 TEL: 03-5275-6994